

被扶養者からはずれるときは どんなときですか？

子供や妻などの家族が就職して勤め先の健康保険に加入したり、収入が増えて被扶養者認定条件をはずれた場合などは、事業主(健康保険担当部署)経由で健康保険組合に届け出をしてください。

被扶養者からはずれるとき

① お子さんが就職したとき

あなたの扶養からはずれて、お子さんは勤務先の医療保険に被保険者として加入します。

② 被扶養者であったお子さんが結婚して、結婚相手に扶養されるとき

あなたの扶養からはずれて、結婚相手の医療保険に被扶養者として加入します。

③ 配偶者が就職したり、年収130万円を超えたとき

あなたの扶養からはずれて、奥さん(ご主人)は勤務先の医療保険に被保険者として加入します。

④ 扶養している親(60歳以上)の年収が180万円を超えたとき

あなたの扶養からはずれて、他の医療保険の被保険者となります。再就職したり年金をもらうようになったり、不動産収入等があるときは注意してください。

⑤ 被扶養者であった配偶者と離婚したとき

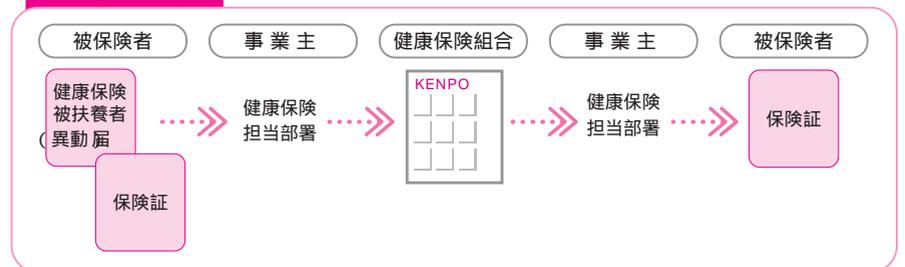
⑥ 被扶養者が死亡したとき

被扶養者になれるとき

主に被保険者の収入により生計を維持していることが条件です。結婚・退職(失業給付をもらっているときは原則として不可)により収入がなくなった、収入が減った(130万円未満)、子どもが産まれた、養子縁組をしたときなどは、被扶養者として認定されます。



>> 手続き



被扶養者認定の範囲

配偶者(内縁を含む)、直系尊属(被保険者の父・母・祖父・祖母・曾祖父・曾祖母)、子、孫、弟、妹。被保険者と同居していれば三親等以内の親族、内縁配偶者の父、母、子(内縁配偶者の死亡後も)。

お願い

被扶養者からはずれる人がいるとき、被扶養者にしたい人がいるときは... 5日以内に事業主経由で健康保険組合まで「被扶養者(異動)届」を提出してください。

詳しくは、健康保険組合ホームページ「被扶養者からはずすとき」をご覧ください

ホームページアドレス <http://www.yokogawakenpo.or.jp>